

新県立体育館を核とした賑わい波及事業業務委託企画提案競技 質問回答

令和8年4月24日(金)

No	資料名称	該当項目	質問内容(原文ママ)	回答内容
1	仕様書	4(1)ア ワークショップ 「～意欲ある事業者(飲食、宿泊、観光等)を対象と～」	ワークショップ対象の「意欲ある事業者」は、受託者の独自采配で公募-選定の想定でしょうか、それとも協議会と同様に、秋田県様と協議、協力のうへ決定でしょうか。	ワークショップに参加する事業者(プレイヤー)については、県との協議を踏まえて決定します。
2	仕様書	4(1)ア ワークショップ 「～地域の課題に応じた支援方法を構築すること～」	どのような支援方法を想定してますでしょうか。	支援方法については具体的な想定はありませんが、都市部など他の地域で実績があった取組事例をそのまま踏襲するのではなく、秋田特有の事情や地域の実情、地域事業者の負担感等を考慮したうえで、実効性が高い支援方法を検討していただくことを期待しています。
3	仕様書	4(1)イ 現状人流分析等 「～スポーツ興行時と非興行時におけ～」	当該興行は、提案者が任意に設定してよろしいのでしょうか。また非興行時など定義についてご教示いただけますでしょうか。(例:アマチュアなど非営利イベント時、市民活動含む催しが行われていない時)	「スポーツ興行時」とは、CNAアリーナ★あきた(秋田市立体育館)で開催される秋田ノーザンハピネットのホームゲーム開催時、又はユーススタジアム(八橋陸上競技場)で開催されるブラウブリッツ秋田のホームゲーム開催時を想定していますが、新県立体育館の開館後を見据えて活用可能なデータを収集できるのであれば、参加者が任意に設定し提案することを妨げるものではありません。また、「興行」とは、娯楽、鑑賞、観戦等を目的に観客を集めることを目的とした有料の催事を指し、「非興行時」とは、興行が開催されていないときのことを指します。
4	仕様書	4(1)イ 現状人流分析等 「～活用可能なデータとして整理～」	秋田県様として、本件に活用可能なデータを保有してますでしょうか。(例:秋田県観光DMP等)また、受託者はそれらにアクセス可能でしょうか。	本事業においては、受託者自らが人流データ等を用意することを想定していますが、県でも、各種分析ツール(観光DMP、マチレボ、コンプレノ等)は導入しており、これらから入手できる情報に基づく知見も本事業に活用可能と考えます。なお、県が契約している分析ツールから抽出したデータや画面キャプチャ、分析結果など(報告資料などの成果物を含む。)を、契約者(秋田県)以外の第三者に配布又は提示、公表、公開、譲渡、貸与、販売等する場合には、開示目的や開示方法、開示先等を明示したうえで分析ツールの提供事業者の同意を得る必要があるため、データ比較等で活用を希望する場合には、本業務の受託後にあらためて御相談ください。なお、県が契約している分析ツールに受託者が直接アクセスすることはできません。
5	仕様書	4(2)協議会の構築・運営 「～ワークショップ等で顕在化した課題を「地域全体の課題」として共有し～」	4(1)ワークショップと4(2)協議会の連携については、仕様書に記載のある事項(地域全体の課題の共有)を、必須とすると理解してよろしいでしょうか。	ワークショップと協議会の連携の方法等については具体的な想定はありませんが、ワークショップの活動を通して顕在化した課題や問題点について、地域全体で解決すべき課題として協議会の参加者間で共有され、解決に向けた議論が行われることを期待しています。
6	仕様書	4(2)協議会の構築・運営 ・協議会の構成員等によるアクション実施に係る費用負担	実効性の高い解決策(アクション)が提案された場合、当年度実施は必須でしょうか。費用負担を含め、アクション実施に関する事項は協議会で検討される前提であり、本件業務は解決策・方向性の整理までとし、アクションの実施自体は任意と理解しています。	御理解のとおりです。なお、次年度以降の想定についてはNo.7の回答を御覧ください。

新県立体育館を核とした賑わい波及事業業務委託企画提案競技 質問回答

令和8年4月24日(金)

No	資料名称	該当項目	質問内容(原文ママ)	回答内容
7	仕様書	4(3)その他 「～次年度以降の継続・発展を考慮したものとする こと～」	次年度以降の事業について、現時点で想定しているスキームはありますでしょうか。(例:R9年度に本件同等の委託事業を想定)	次年度以降については、本年度事業の枠組みや成果を継承しつつ、協議会の構成員やワークショップ参加者による具体的なアクション(トライアル～本格実施)を促すなど、将来的な自走化(地域事業者がデータに基づき自律的に施策を立案し実行)を見据えた取組を想定しています。
8	実施要領	5(1)② 「～原則としてA4判、横書き、枚数は15ページ以内～」	企画提案書の作成は15ページ以内と理解しました。プレゼン時に補足として追加資料を使用することは可能でしょうか。	プレゼンテーションの際は、提出した企画提案書の内容に基づき説明を行ってください。追加の補足資料を用いることは認められません。
9	実施要領	5(1)② 企画提案書(任意様式) 正本1部、副本4部	正本と副本はまったく同じでよろしいでしょうか。(副本は提案者が特定されないように作成する必要があるか)	正本と副本は同一のもので差し支えありません。なお、正本・副本の別によらず、企画提案書に参加者の記載名を記載することは問題ありません。